

食品表示に関する相談対応について

平成27年4月から食品表示法が施行され、事業者等からの食品表示に関する相談について、相談窓口を食品安全対策室に一元化し対応している。

【相談件数】

年度	合計	内訳			
		品質事項※1	衛生事項※2	保健事項※3	その他
R1	859				
(12月末)	(1,793)	(612)	(508)	(454)	(219)
H30	615				
(12月末)	(1,099)	(355)	(330)	(233)	(181)
H30	866				
(通年)	(1,708)	(603)	(506)	(362)	(237)

注) かっこ内は相談項目数

※1 品質事項（JAS法由来の事項）

名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組換え食品、原料原産地名、原産国名、特色ある原材料など

※2 衛生事項（食品衛生法由来の事項）

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所名、アレルゲン、遺伝子組換え食品など

※3 保健事項（健康増進法由来の事項）

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム）の量及び熱量、特定保健用食品、機能性表示食品など

食品表示法に基づく新しい食品表示の経過措置期間は令和2年3月31日までとなっており、特に、新たに義務表示となる栄養成分表示に関する質問が増えている。